



流山市監査委員告示第8号

公の施設の指定管理者監査の結果に基づき講じた措置について、流山市教育委員会委員長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1.2項の規定により別添のとおり公表します。

平成30年3月29日

流山市監査委員

佐々木 健



流山市監査委員

海老原 功





第 4 号様式

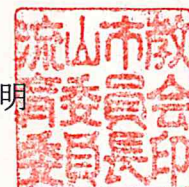
流教総第 7 1 7 号

平成 3 0 年 3 月 2 2 日

流山市監査委員 佐々木 健一 様

流山市監査委員 海老原 功一 様

流山市教育委員会委員長 杉浦 明



監査結果に基づき講じた措置について（通知）

平成 2 9 年 5 月 1 8 日付け、流監第 6 号で報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 2 項の規定により別紙のとおり通知します。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年5月18日・流監第6号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
社会福祉法人 生活クラブ	指摘 (1)	指定管理者で作成している月次報告書と年次業務報告書に符合しない事項が散見された。指定管理者において正確な数字を把握するとともに、適正な事業報告書の作成を求める。	月次報告の訂正をしないまま、年次報告には訂正した値で作成したため指摘のようになってしまいました。月次報告と年次報告を正しい値で一致させるよう徹底します。
学校教育部 教育総務課	指摘 (1)	流山市学童クラブの管理運営に関する基本協定書及び流山市学童クラブの指定管理者の業務等に関する仕様書では、施設等の備品は、流山市財務規則（昭和61年流山市規則第12号）に基づいて管理するとあるが、備品台帳が整備されていなかった。備品台帳を速やかに整備し、適正な管理を求める。	すべての学童クラブの備品状況について確認を行い、平成24年度の指定管理者制度導入に伴い市に寄付された備品と、それ以降に市が購入した備品を整理し、平成29年8月15日付で備品台帳として整備するとともに、備品シールを貼付しました。
学校教育部 教育総務課	指摘 (1)	提出された年次業務報告書について、保育料及び減免による収入額など利用料金収入実績に関する事項に誤りがあるものを収受していた。適切な点検及び指導を徹底されたい。	平成29年4月から、各月次報告書の様式を見直し、各指定管理者の開設状況と保育料収入状況について、より明確に報告しやすくなるよう改めるとともに、報告内容に不備がないか随時、確認して誤りがあれば訂正するよう指導しています。年次報告書の収受については、各月次報告書と照合するなど、誤りがないよう点検を徹底します。
学校教育部 教育総務課	意見	平成27年4月から9月までの入所実績に基づく児童数の増加に対応した人件費相当額を増額するため、流山市学童クラブの管理運営に関する年度協定書の一部変更契約を平成28年3月30日に締結しているが、入所実績の把握から指定管理料の支払までに時間を要していた。 児童数と保育需要の増加に速やかに対応ができるよう、入所申込みよりも早い適切な時期に、年度当初の入所希望者数を把握できるような仕組みを構築されたい。	平成27年度は、増額分の指定管理料を12月開催の第4回定例会に補正予算として計上していましたが、今年度は、増額が必要になった学童クラブ分の指定管理料について、平成29年9月開催の第3回定例会に補正予算として計上し、10月分の支払い時から増額できるよう対応しました。来年度については、これまでの実績や児童推計などから翌年度の入所児童数を想定し、指定管理料の増額が必要となることを見込まれる学童クラブについて年度当初から対応できるように、増額分の指定管理料を平成30年度当初予算に計上しました。

措置事項報告書

報告年月日・番号	平成29年5月18日・流監第6号		
監査の種別	公の施設の指定管理者監査		
部 課 等 名	区分	指摘事項等	措置事項
学校教育部 教育総務課	意見	<p>流山市学童クラブの管理運営に関する基本協定書では、保育料の収受及び還付に関することを管理業務の範囲としているが、保育料未納の取扱いについて基準等がなかった。</p> <p>指定管理者によって保育料未納の取扱いに差異が生じることがないように、統一的な基準等を検討されたい。</p>	<p>学童クラブの保育料は、指定管理者制度における利用料金であり、各指定管理者に帰属する私法上の債権のため、未納の取扱いについても各指定管理者が私法行為の範疇において判断することから、市が統一的な基準等を規定することは難しいものと考えます。しかし、基本的な考え方として、利用者負担の公平性の確保等の観点から滞納防止に努めることについて、今年度策定する流山市学童クラブガイドラインの中に示します。</p>

1 措置事項については、監査結果に基づき、又は監査の結果を参考として措置を講じた事項を記入すること。

2 区分については、指摘事項又は、検討・要望事項等の監査委員意見の区分を記入すること。表示は、「指摘」又は「意見」とする。